

(別紙)

○ 課徴金額の計算方法について

金融商品取引法第175条第1項に基づき、課徴金額は、

(売付け価格) × (売付け株数)

－ (重要事実が公表された翌日の終値) × (売付け株数)

となる。

したがって、重要事実の公表翌日の平成18年11月10日の泉州電業株式会社の株価の終値は、2,480円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

課徴金納付命令対象者①

売付価額 540,000円 (2,700円 × 200株)

－ (2,480円 × 200株) = 44,000円

⇒ 課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、4万円

課徴金納付命令対象者②

売付価額 3,066,000円 (注)

－ (2,480円 × 1,000株) = 586,000円

⇒ 課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、58万円

(注) 売付価額は、

$$\left\{ \begin{array}{l} 3,080 \text{円} \times 300 \text{株} \\ 3,070 \text{円} \times 100 \text{株} \\ 3,060 \text{円} \times 500 \text{株} \\ 3,050 \text{円} \times 100 \text{株} \end{array} \right\}$$
 の合計額である。